

少 第 1 3 3 9 号

平成26年12月24日

大阪府府民文化部

私学・大学課長 殿

大阪府警察本部生活安全部

少年課長

授業等における児童生徒の負傷を防止する安全対策の徹底について（依頼）

謹啓 寒冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、警察行政及び少年の健全育成について、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、12月に入り、府内の小学校において、調理実習中に使用していたコンロの火が児童の衣服に引火し、やけどを負う事故が相次いで発生しました。

この種事案が発生しますと、負傷した児童生徒及びその保護者に対して、心身への負担や不安を与えることはもとより、指導にあたった教員をはじめ、学校関係者に対する刑法上の責任が問われる場合もあります。

つきましては、児童生徒に火気や刃物等、特に安全への注意を要する道具を使用させる場合は、事前の使用方法や注意点等について指導を行い、授業中においては指導者の見回りによる安全指導・監視を徹底し、必要に応じて指導補助者をつけるなど、事故の未然防止、並びに万一事故が発生した場合、迅速に対応できるよう今一度、安全対策を徹底してください。

貴職におかれましては、今後、同種の事故を発生させないために安全対策の徹底について、所管の私立学校に対してご指導いただきますようお願いいたします。

敬具

(連絡先 少年育成総括第二係 電話06-6943-1234 内線30773)